



**指定都市市長会 第3回こども・教育・文化部会
こどもまんなか社会の実現に向けて、
政令指定都市に求められること**

**特定非営利活動法人アスイク
代表理事 大橋 雄介**

事業概要

東日本大震災の被災地である宮城県に根差し、貧困、不登校、虐待など様々な困難を抱える子ども・家庭とつながり支えるために、市民・自治体・企業と協働しながら、多様な切り口の事業を展開している。

スタートライン事業

保育園



宮城野通駅前
薬師堂前
中田町



セーフティネット事業

学習・生活支援事業



仙台市子どもの学習・生活支援事業
宮城県子どもの学習・生活支援事業
岩沼市子どもの学習・生活支援事業
白石市子どもの学習・生活支援事業

不登校・ひきこもり支援

たがじょう
子どもの心の
ケアハウス



その他

仙台市ヤングケアラー
オンラインサロン

調査プロジェクト

児童館



子ども第三の居場所



いわぬまきち

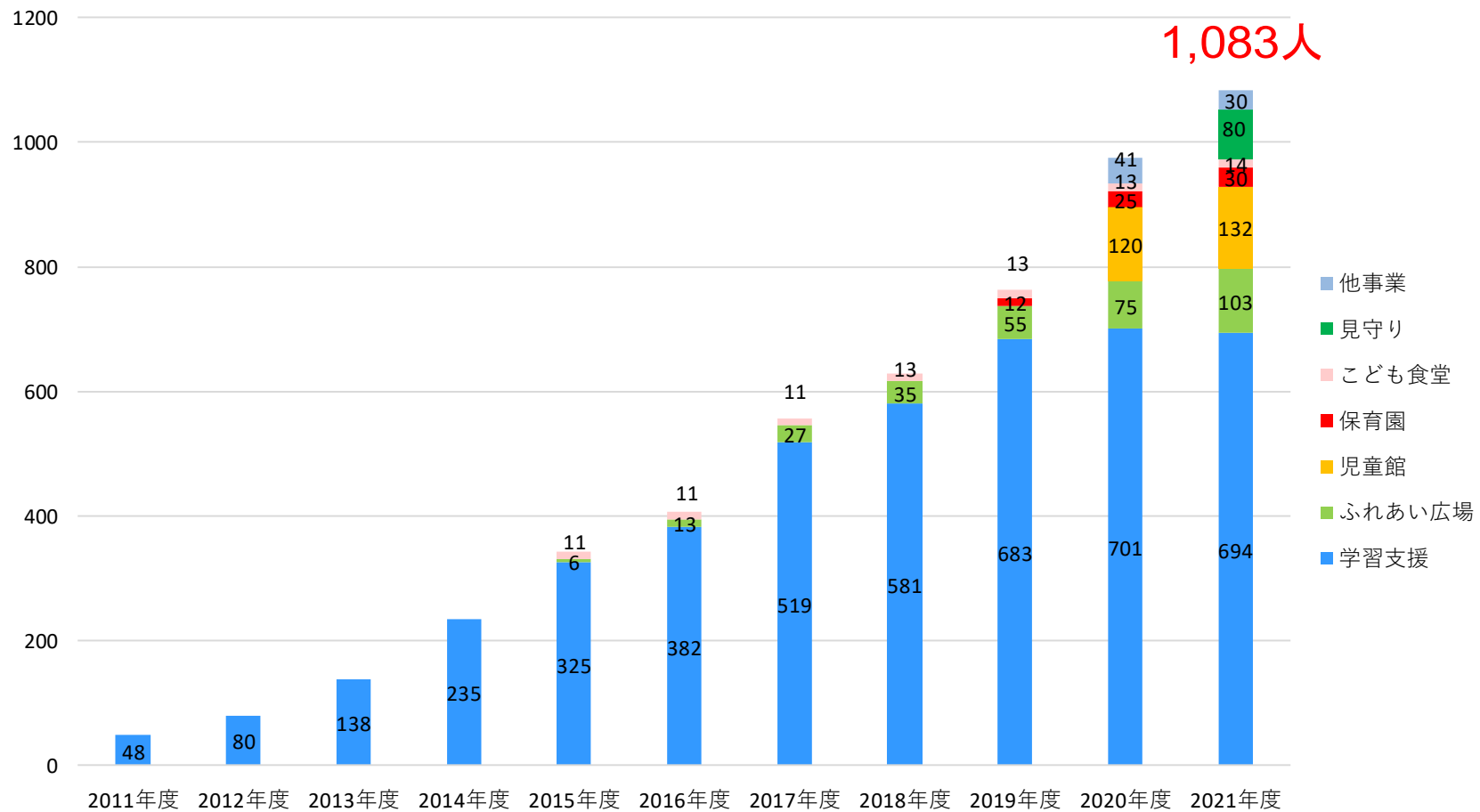
食を通じた支援



仙台市こども宅食
涌谷町わくデリ

受益者数の推移

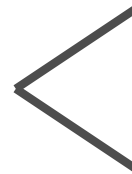
- 子どもや家庭とつながる「入り口」を増やしつづけてきた結果、子どもの登録者数は年々増加をつづけ、1,000名を超えている。



当法人の活動の視点

- 出生率の向上や子育て世帯の呼び込みには直接つながりにくいですが、子どもたちが包摂される地域づくり、子どもの権利が守られる社会づくりに貢献。

- 出生率の向上
- 子育て世帯の呼び込み



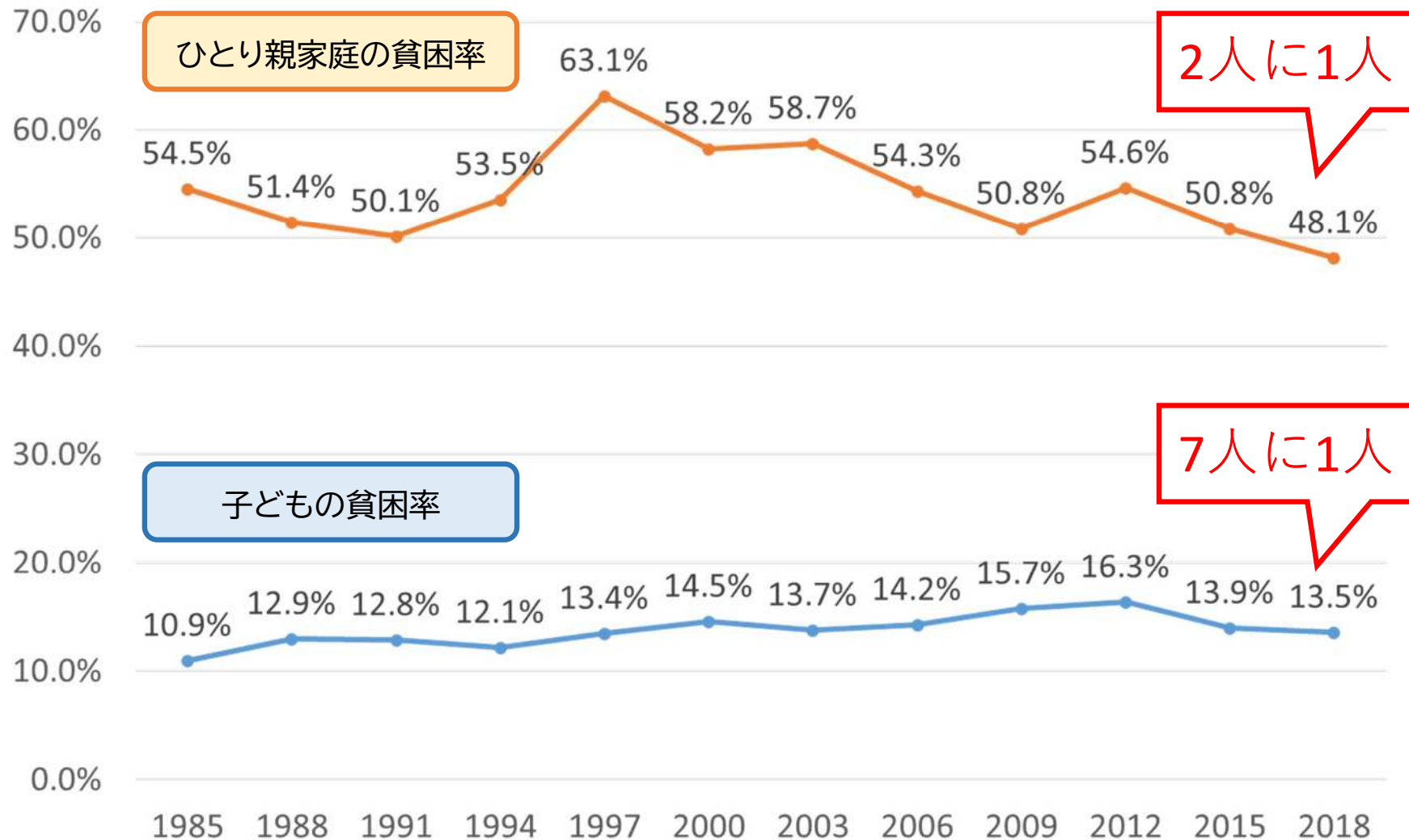
- 社会的包摂の実現
- 子どもの権利擁護

アスイクの活動から見える子どもたちの現状と課題

<子どもの貧困>

子どもの貧困率の推移

- 子どもの貧困率は高止まり横ばい傾向。



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

© NPO Asuiku All Rights Reserved.

参考:消費者物価指数の推移

- インフレの進行により、実質的な困窮家庭は増加傾向にあると考えられる。

◎ 概況

- (1) **総合指数**は2020年を100として102.7
前年同月比は3.0%の上昇 前月比(季節調整値)は0.3%の上昇
- (2) **生鮮食品を除く総合指数**は102.5
前年同月比は2.8%の上昇 前月比(季節調整値)は0.4%の上昇
- (3) **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**は100.9
前年同月比は1.6%の上昇 前月比(季節調整値)は0.2%の上昇

図1 総合指数の動き

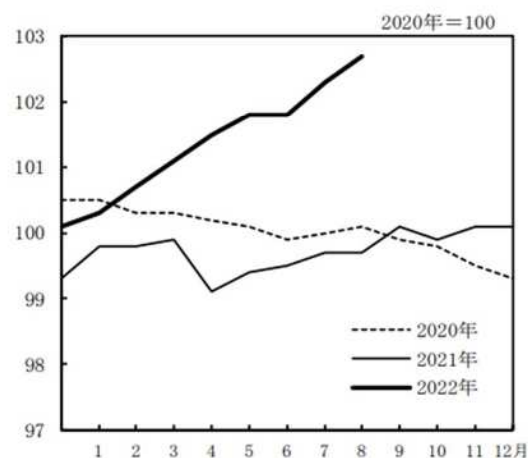


図2 生鮮食品を除く総合指数の動き

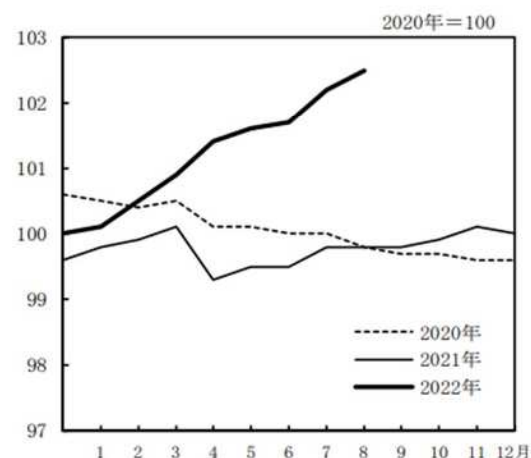
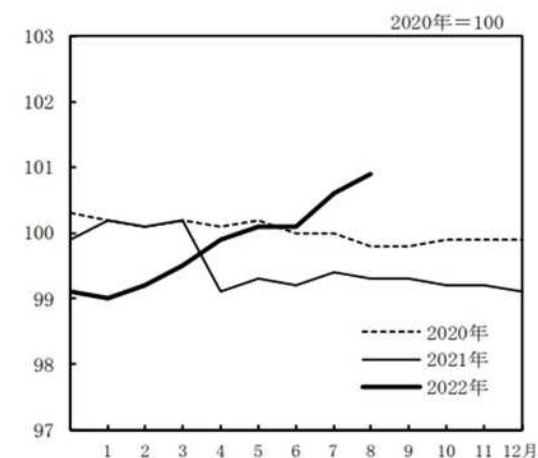
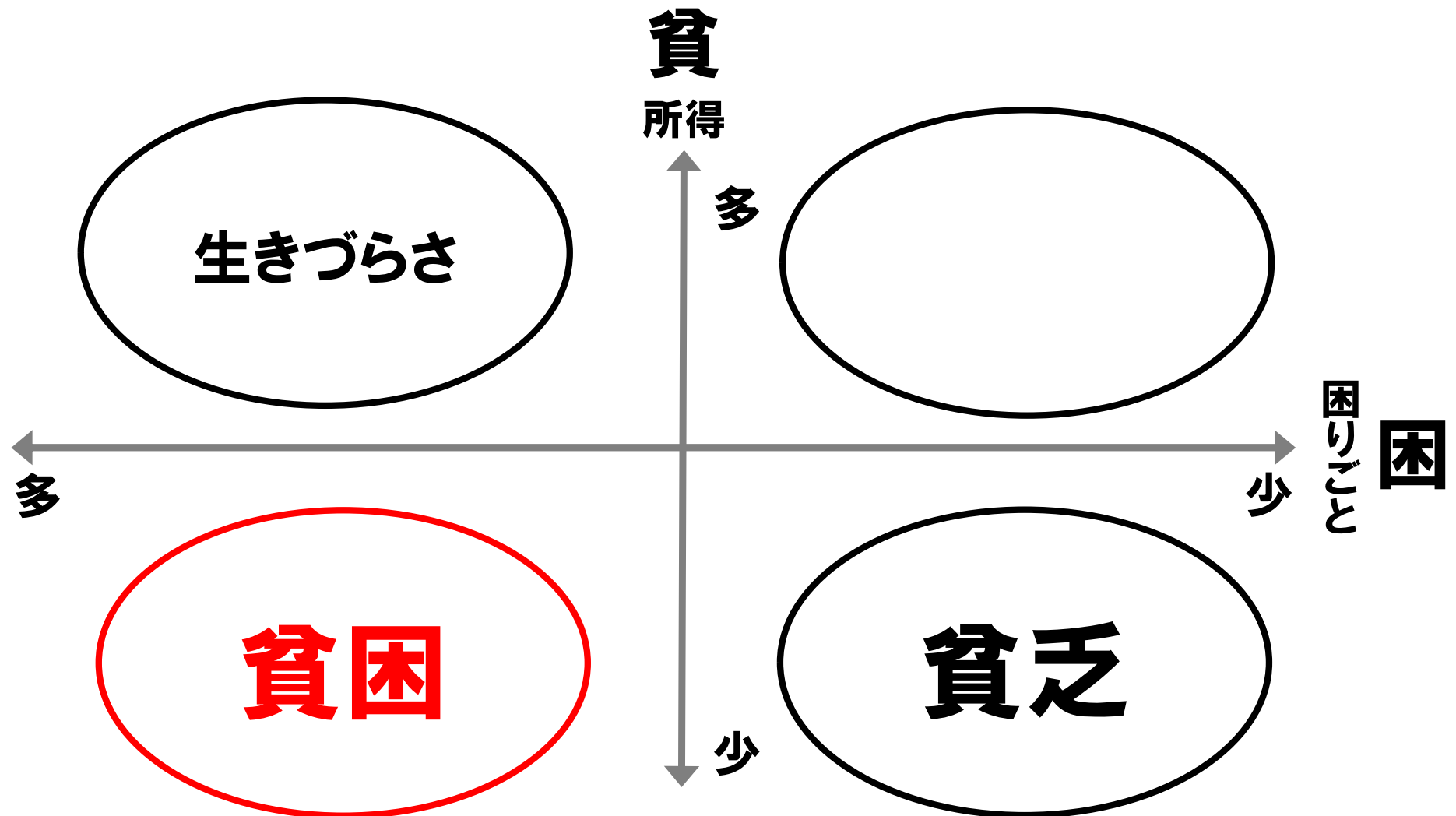


図3 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き



貧困問題とは何か

- 子どもの貧困問題とは、お金の問題に限らない。
- お金の問題を背景として生じる「複雑で」、「見えにくい」困りごとも含んだ問題である。



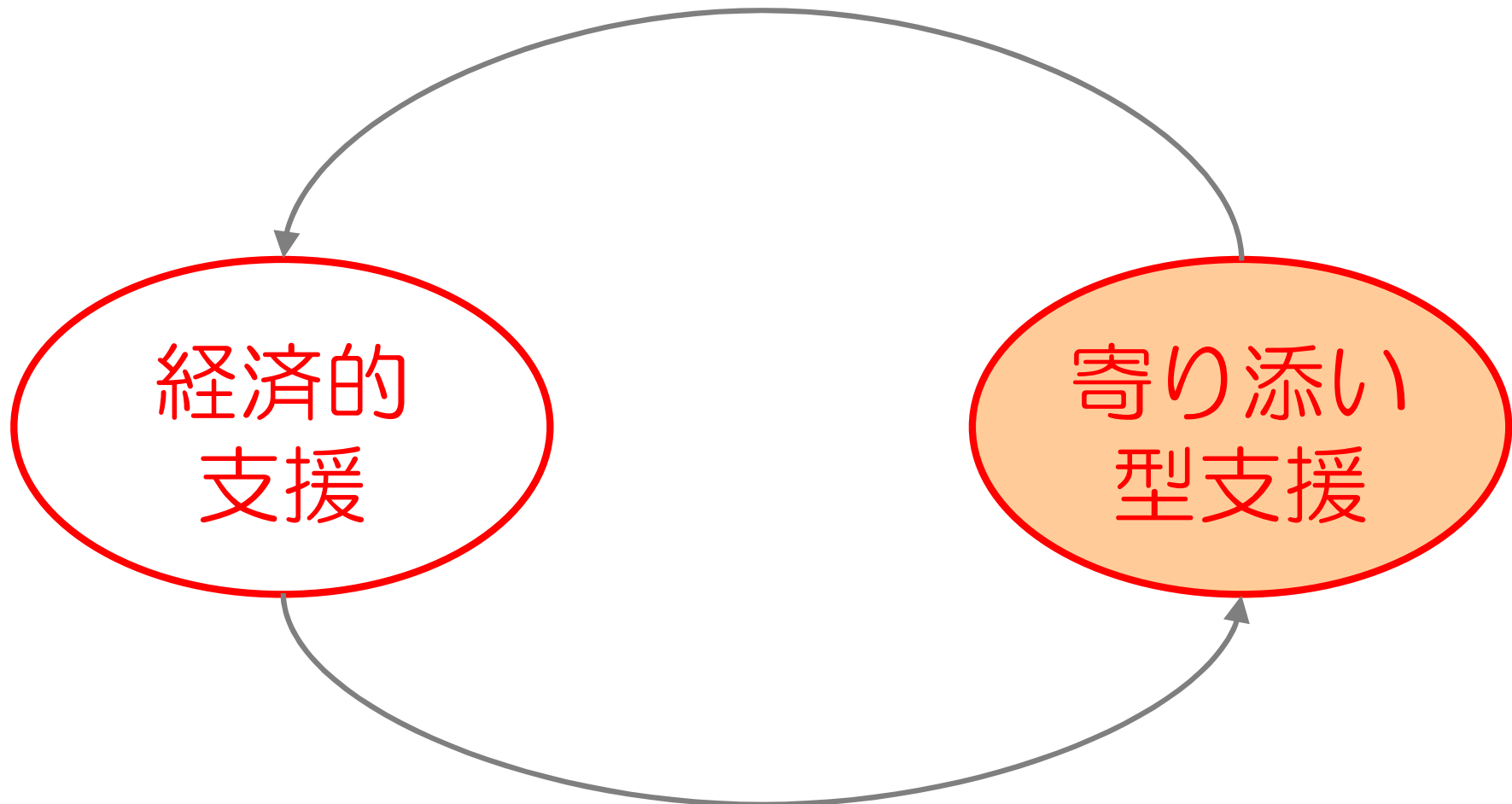
複雑で、見えにくい困りごとの例

- 複数の困りごとを抱えており、複雑に絡み合っていることが多い。
- 社会的な孤立や内容のセンシティブさも相まって、外からは見えないことが多い。



問題の解消に向けた視座

- 現金給付などの経済的支援だけでは解決しない。
- つながりの中から見えにくい問題を拾い上げ、必要な支援につなげ直す取り組みも必要。



子どもたちのケース

うつ病で家事ができない母親のかわりに小さい弟妹の面倒を見なければならないから、授業が終わったらすぐ家に帰らなければいけない。学校で部活に入っていないのは、自分だけだと思う。

(当時中学生の言葉)

児童養護施設から家に戻ってきたが、親とは顔を合わせればケンカばかり。ストレスから学校でも粗暴な行動や言動が多く、問題児扱いされている。学校から親に連絡が入ると、また親に怒られてケンカになる悪循環。しばらく学校にも行ってないし、家にも居場所がない。

(当時中学生のケース)

自殺未遂を繰り返している保護者。夜になると家を出て行って行為に及ぶことが心配で、子どもが玄関に布団を敷いて見張っている。そんな生活を繰り返している中で、次第に朝も起きられなくなり、たまに学校に行っても、いじめのターゲットにされるので、学校には行かない。

(当時中学生のケース)

学習支援の教室が終わっても、家に帰らないでコンビニのトイレなどにこもって時間をつぶしている。リストカットを繰り返し、拒食症の症状もひどくなっている。義父から性虐待にあってきたことを誰にも言えなかった。

(当時中学生のケース)

なぜ、子どもの貧困は「見えにくい」と言われるのか

子どもたちからの
SOSの出しづらさ

- 大人を信用しない
- 相談の経験がない
- 相談する場所がない

家庭の孤立

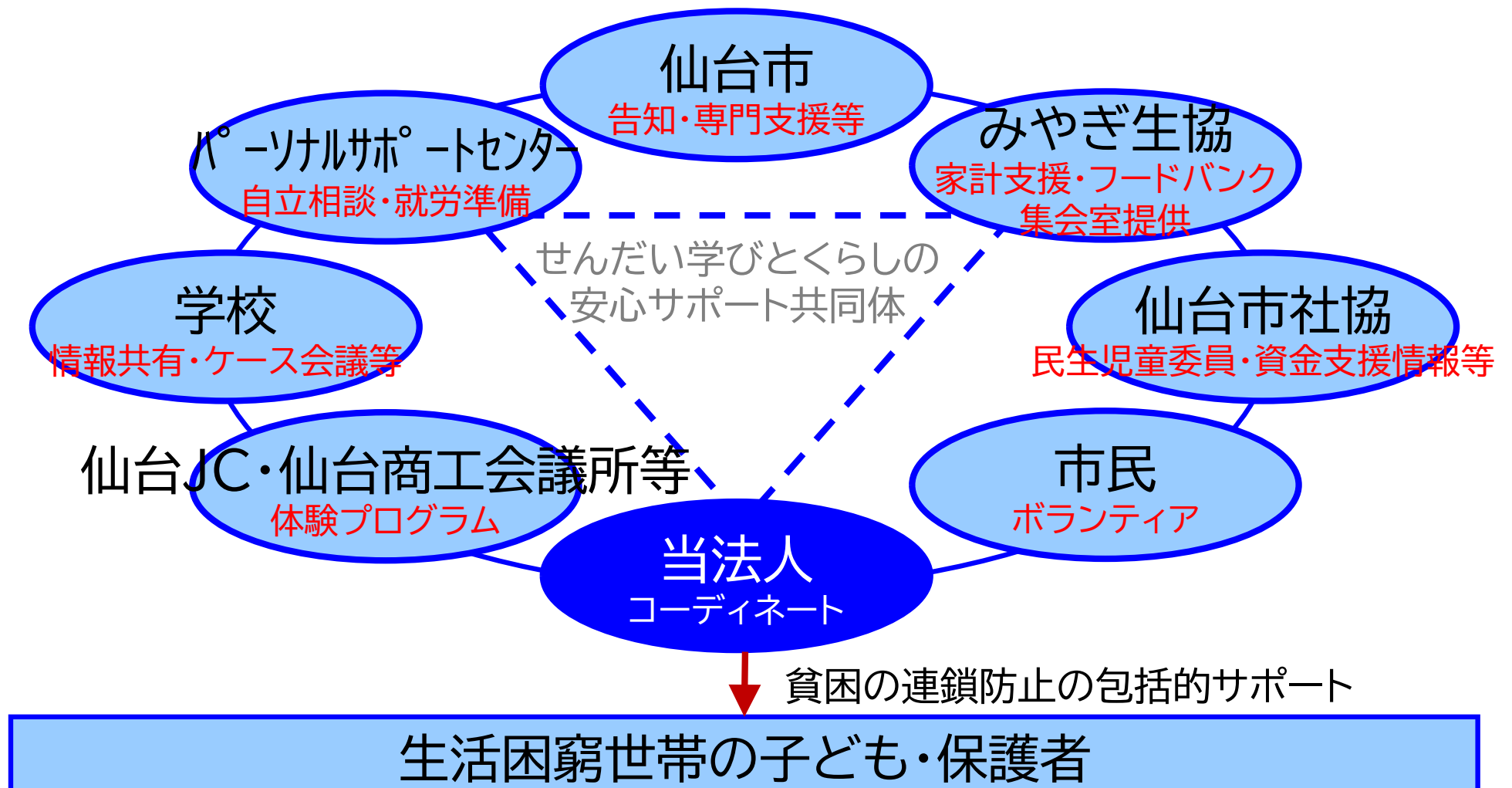
- ダブルワーク等による多忙
- 保護者の病気や体調不良による孤立

外面的なわかりにくさ

- 普通の服装
- スマホなどの保有

ネットワークによる推進

- 多様な学びの機会を提供し、複雑な家庭の問題に対応するために、地域のさまざまな組織・個人と協働して事業を推進している。

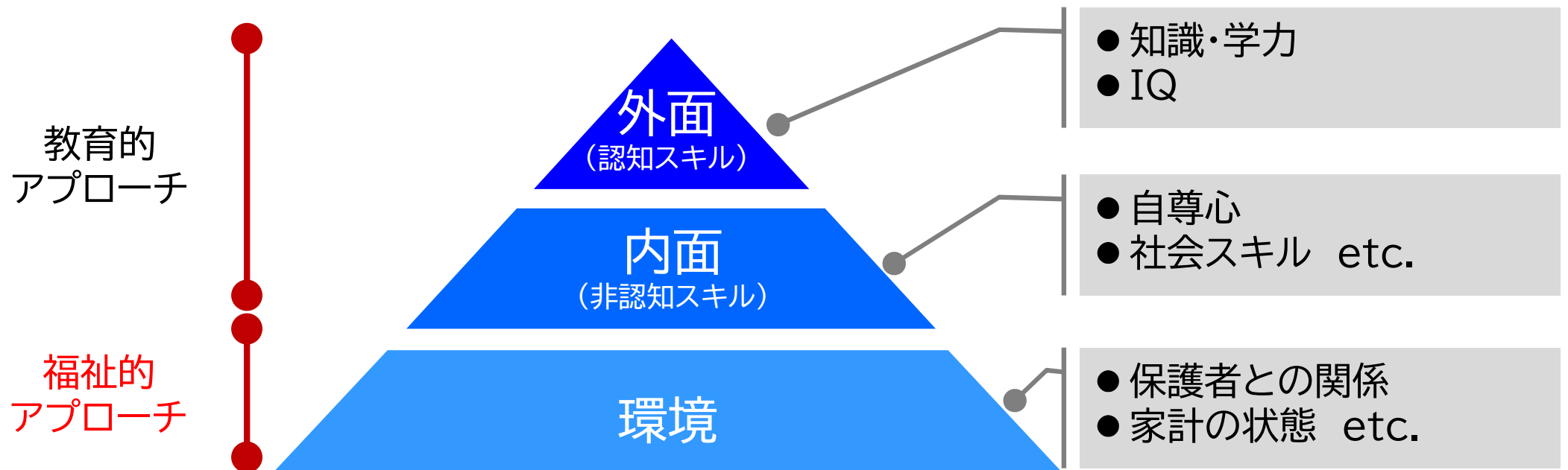


学習・生活支援事業の支援ケース

- ひとり親家庭で母、姉、本児の3人世帯(DVによる離婚歴)
- 本児は不登校でほぼ全欠
- 母からの虐待が発覚
- 母親は体調不良で多重債務に
- 生活保護につなぐ過程でひきこもりの兄の存在が発覚
- 自立相談センターと連携し、兄の就労支援を開始

子どもへのアプローチ

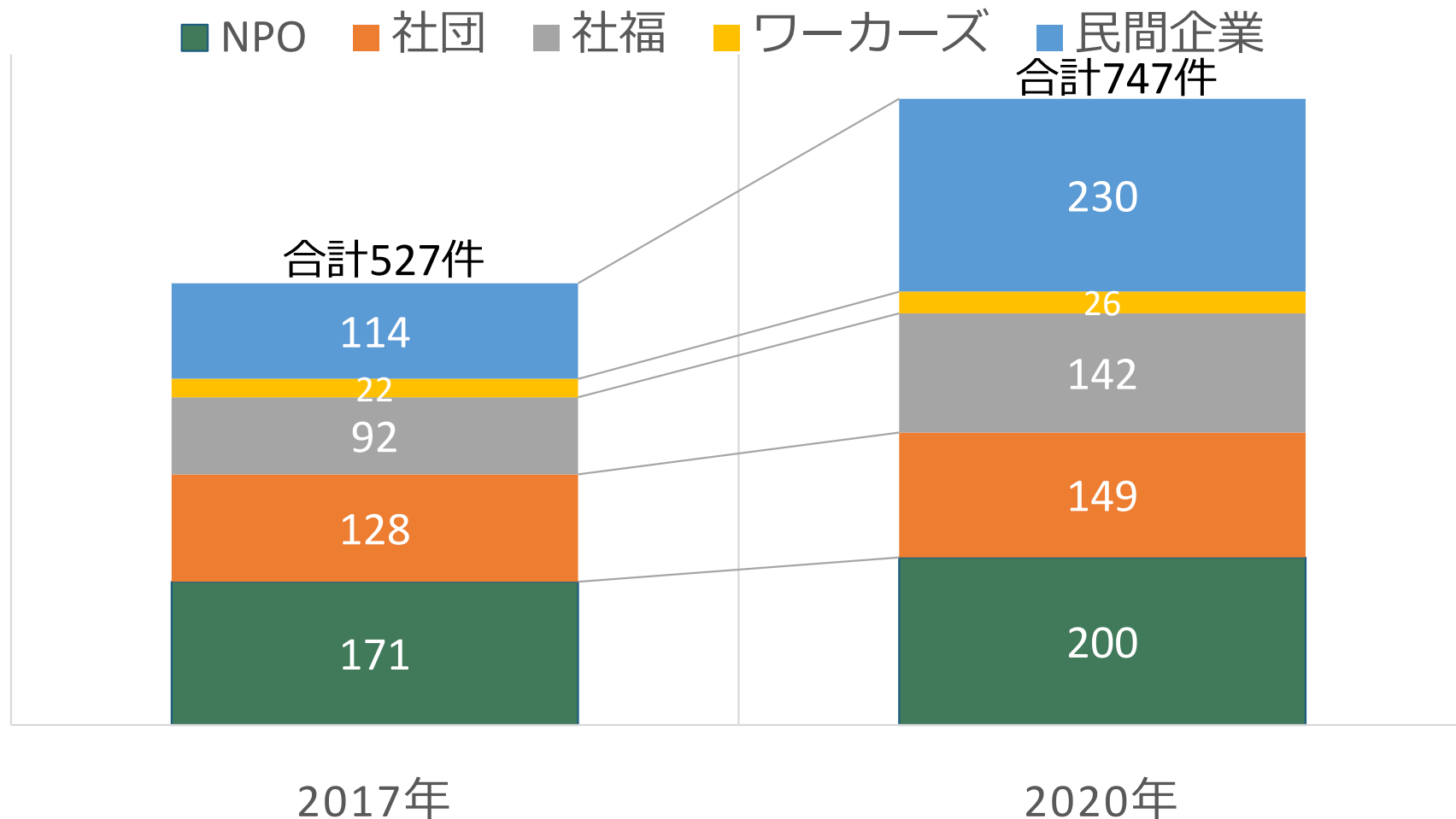
- 子ども自身が本来もっている力を最大限に引き出す教育的なアプローチだけでなく、健康やかに生きていく上で環境要因を調整する福祉的なアプローチが必要。



課題意識: 学習・生活支援事業のランフェア化

- 生活困窮者自立支援制度が施行されたが、塾にいけない子どもに勉強を教えるだけの事業になっていないか。自助だけにフォーカスされすぎていないか。

学習支援事業委託件数比較

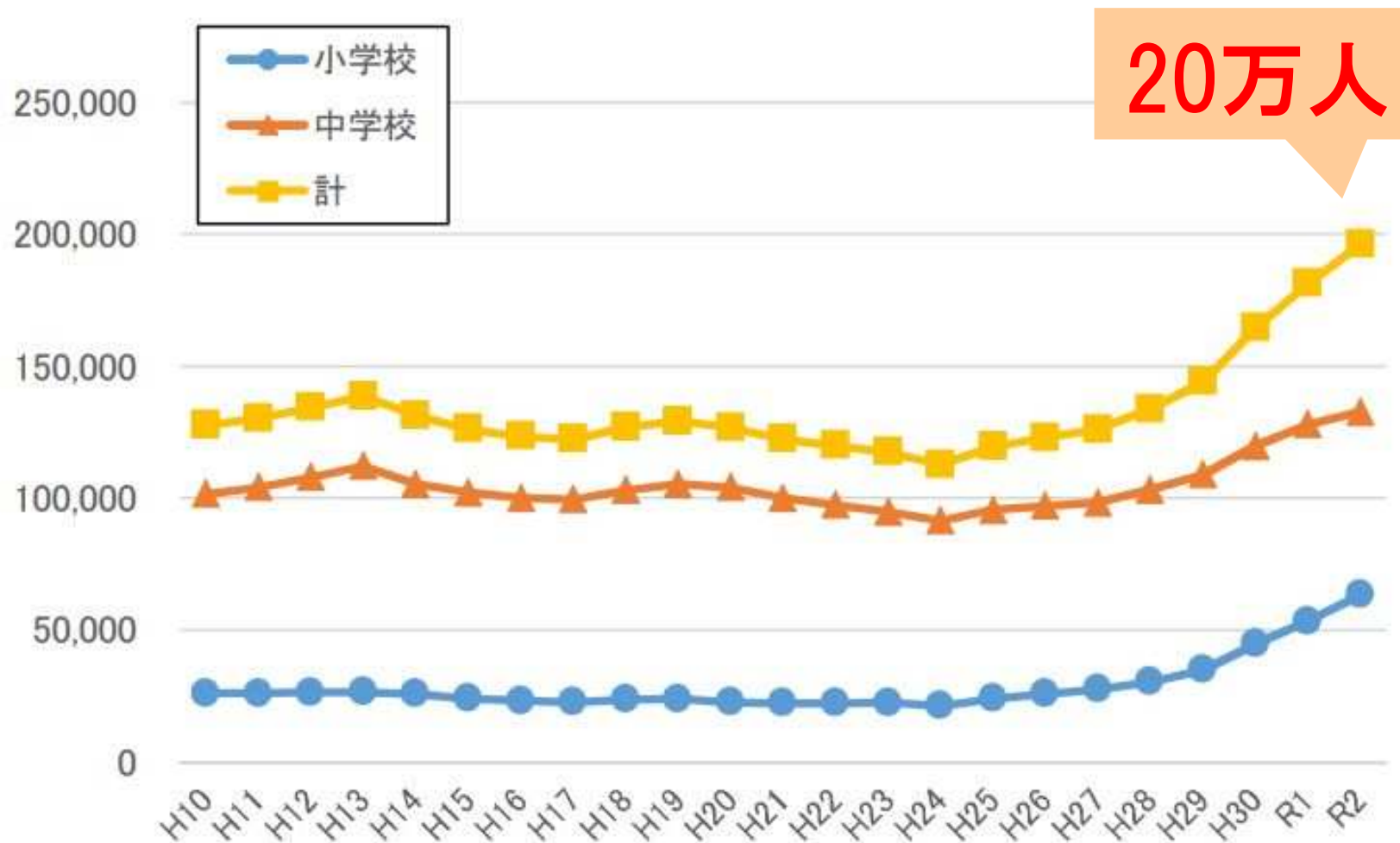


アスイクの活動から見える子どもたちの現状と課題

<不登校>

不登校児童生徒数の推移

- 少子化にもかかわらず、不登校の子どもの数は小中学校ともに増加をつづけている。



出所：文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

不登校率が上昇している背景

- 養育に困難さのある家庭の増加
- 学校教育現場の余裕のなさ
- 法整備(教育機会確保法)による社会側の意識の変化
- 子どもや家庭の意識の変化 etc.



社会側が多様性を受け止めるようになった
ポジティブな面にも目を向けるべき
(不登校 ≠ 問題行動)

子どもの権利と不登校

- 不登校自体は問題ではないが、子どもの権利が侵害されることによって問題となる。

子どもの権利

育つ権利

守られる権利

生きる権利

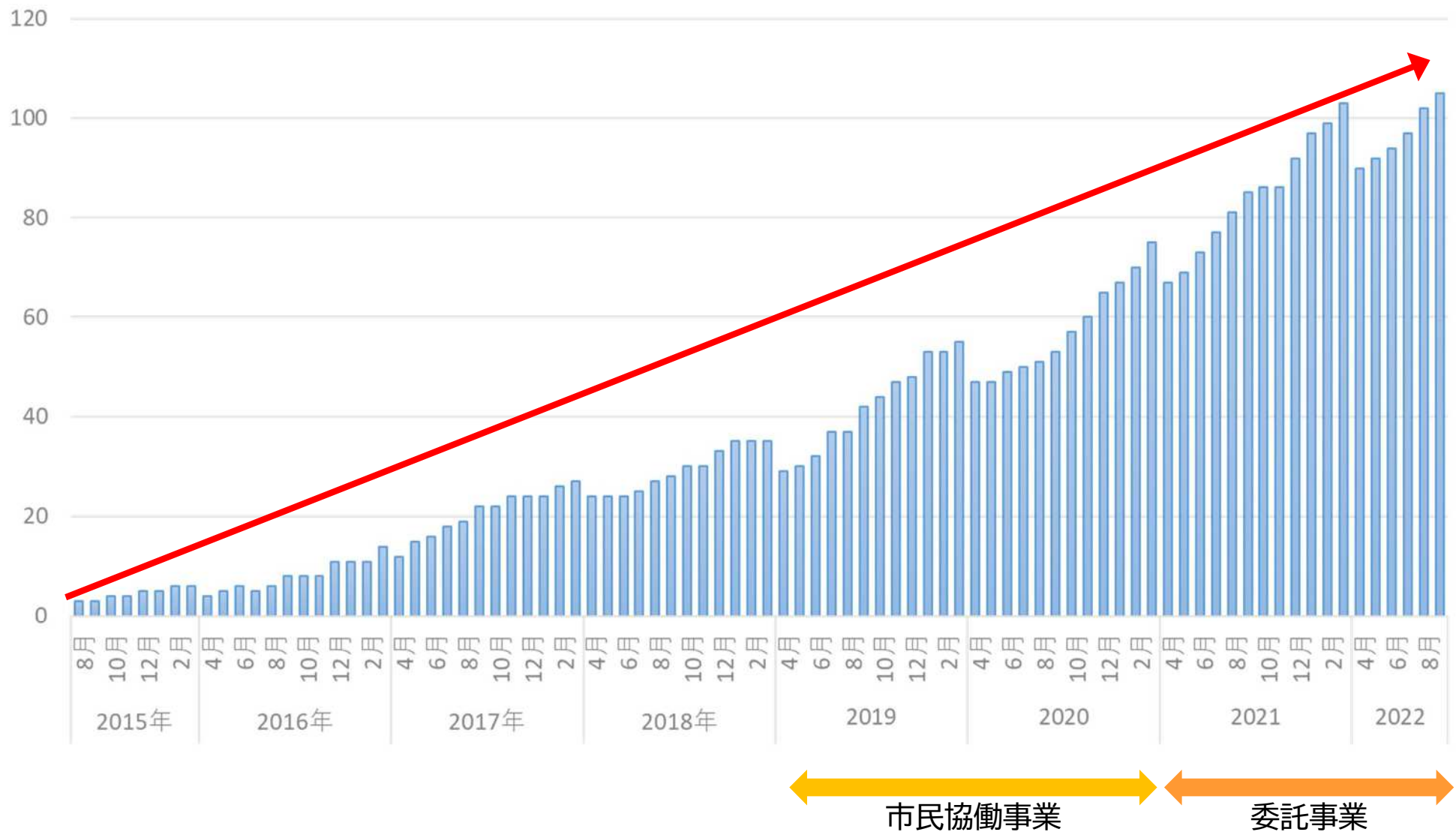
参加する権利

不登校によって起こりうる問題

- ▲ ユネスコ学習権宣言で定義された人間にとっての基本的権利である学習権が保障されにくい。(学校教育やそれに準ずる教育を受けることができない問題ではない)
- ▲ 不登校に対する社会的な偏見と心理的安全の低下。
- ▲ 虐待などのリスクのある家庭で暮らす子どもの見守り。
- ▲ 健康診断を受けられない、給食が食べられない。
- ▲ 9月1日問題を始めとする子どもの自殺。
- ▲ 社会的な活動に参加する機会がなくなりやすい。
- ▲ 自由に自分の意見を表明する場を得にくい。

ふれあい広場サテライトの成果（利用者数）

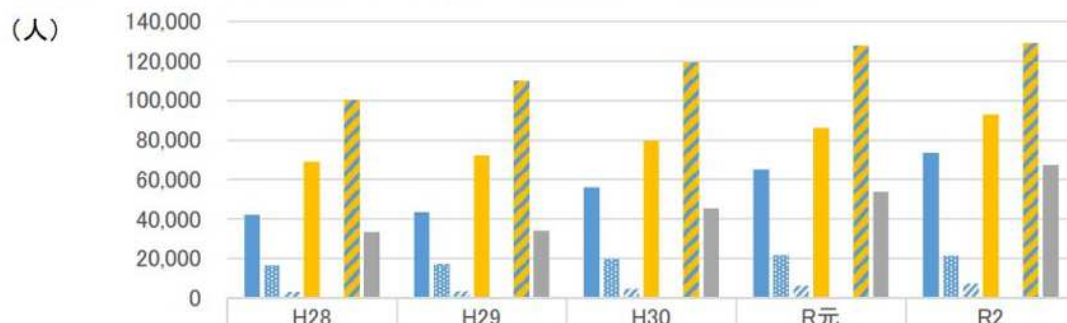
- 登録者数は右肩上がりで増加している。



不登校児童の相談等へのつながり

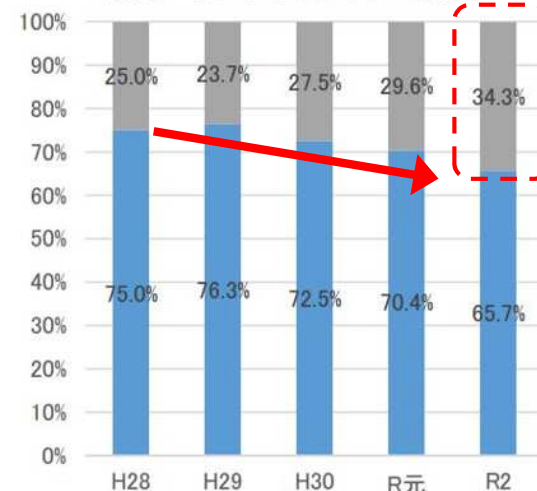
- 民間団体・施設につながっている子どもは全体の3.5%程度しかない。
- どこにもつながっていないと思われる子どもの割合は1/3以上で、年々増加している。

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



	H28	H29	H30	R元	R2
■学校外の機関で相談・指導を受けた	42,219	43,336	56,090	64,877	73,527
■うち「教育支援センター」	16,630	17,108	19,754	21,695	21,436
■うち「民間団体、民間施設」	2,860	3,167	4,635	6,328	7,066
■学校内で専門的な相談・指導を受けた	68,969	72,183	79,621	85,869	92,626
■学校内外の機関で相談・指導を受けた	100,232	109,935	119,356	127,679	128,833
■学校内外で相談・指導を受けていない	33,451	34,096	45,172	53,593	67,294

相談・指導等を受けた割合



■学校内外の機関で相談・指導を受けていない児童生徒の割合
■学校内外の機関で相談・指導を受けた児童生徒の割合

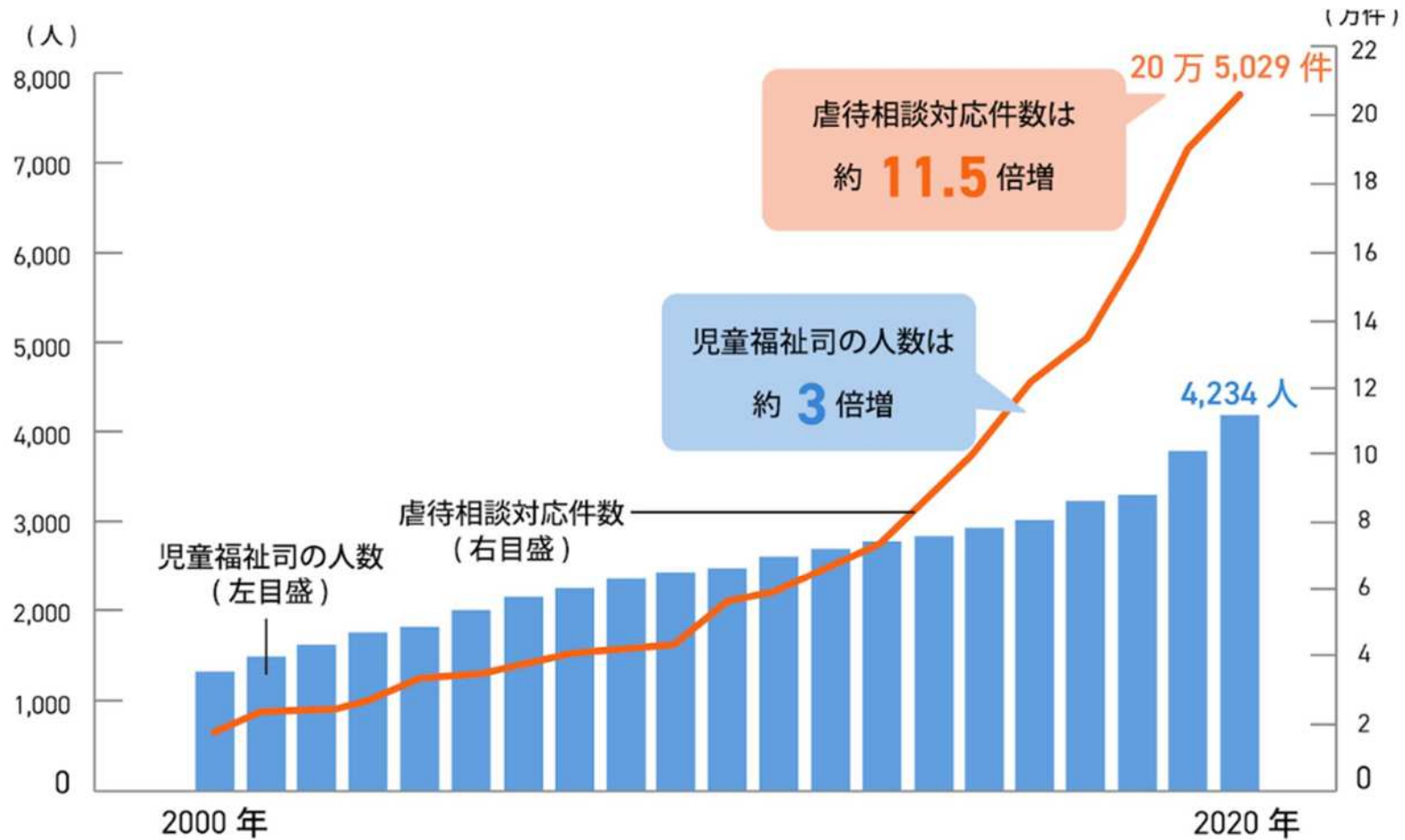
出所：文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

アスイクの活動から見える子どもたちの現状と課題

<虐待>

児童虐待相談対応件数の推移

- 虐待相談対応件数は20年以上過去最高を更新し続け、20万件を超えている。



出所：認定NPO法人3keys

© NPO Asuiku All Rights Reserved.

児童虐待対応の内訳(2017年度)

- 虐待相談対応件数の内、施設入所につながっているのは3%程度しかなく、ほとんどは在宅見守りとなっているが、児童福祉司の人員不足も相まって十分な見守りが機能していない子どもも少なくない。



ふれあい広場サテライトのケース

- 100名以上の登録者の内、約2割は児童相談所が関わっているケースである。

性的な虐待経験があり、児童養護施設での生活経験がある中学生。家庭に復帰したものの、保護者との折り合いが悪く、家出などを繰り返す。学校でも問題児童扱いされ、居場所がない。

(当時中学生のケース)

シングルマザーの保護者が自死し、親戚の家で暮らしている中学生。非行傾向があり、学校からは行事に参加しないように言われるなど排除されている。自傷行為も頻回。

(当時中学生のケース)

被虐待経験があり、施設での生活を経て里親と生活している中学生。学校にはほとんど足が向かずに家にこもっているが、里親が精神的に疲弊しているため、日中の居場所が必要。

(当時中学生のケース)

居場所の必要性と関連施策

- 児童福祉法の改正により、R6より学校や家以外の子どもの居場所づくりが法に基づいた事業となる。

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

2

参考：日本財団子ども第三の居場所

- 開設費用5,000万円に加え、3年間の運営費を助成。



<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 小学校低学年の子ども(計20名程度) 営業時間 月曜～金曜、放課後～20:00 (帰宅は保護者による送迎) 設備仕様 リビング、学習・読書スペース、キッチン 風呂場、相談室 	<ul style="list-style-type: none"> スタッフ 3～5名(職員・ボランティア) プログラム 居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供 (帰宅は保護者による送迎) 利用料金 応能負担、ひとり親世帯や生活困窮世帯は基準に該当すれば無償
---	--

とある拠点での1日

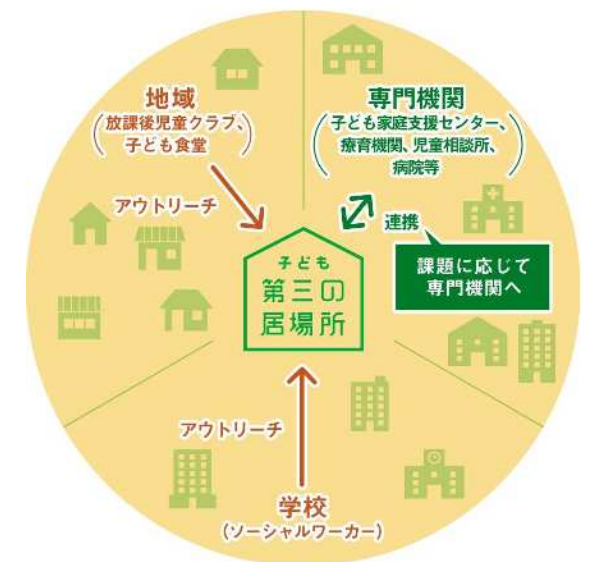
14:00 宿題/個別学習	15:00 おやつ	16:00 外遊び or 体験活動	17:00 わくわく読書タイム	18:00 夕食	19:00 自由時間	20:00 お迎え、保護者とお話し
------------------	--------------	----------------------	--------------------	-------------	---------------	----------------------

毎日の宿題だけでなく、一人ひとりに合わせてニガテも無くします。

読書や読み聞かせに加えて、ゲーム形式でみんなで同じ本を読むなどの体験活動も行います。

バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片づけをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。

誰一人取り残さない地域子育てコミュニティ



支援対象児童等見守り強化事業の有効性

給食がない長期お休み時期に食品をお届けします

若林区・太白区

子ども宅食

週に1度お届けに行きます

子育ての相談もできて嬉しい!

利用無料

給食がなくなって、食費が増えたり、家事の負担が増える、お子様の夏休みや冬休み。少しでも保護者の皆さまの負担が軽くなるように、食品をお届けするサポートを始めました。

サポート内容

食品の配達

A ひととまコース
お米、調理の素など調理をサポートする食品

B らくらくコース
お米、レトルト食品など、お子様だけでも調理しやすい食品

子育て相談

食品をお届けした際にお話を伺わせていただきます。

子育て相談だけでも大歓迎!

対象
仙台市内(若林区・太白区)にお住まいの小学生・中学生のいるご家庭

先着100名

サポート期間
2021年度の長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)
※ 原則1回のお届けとなります。

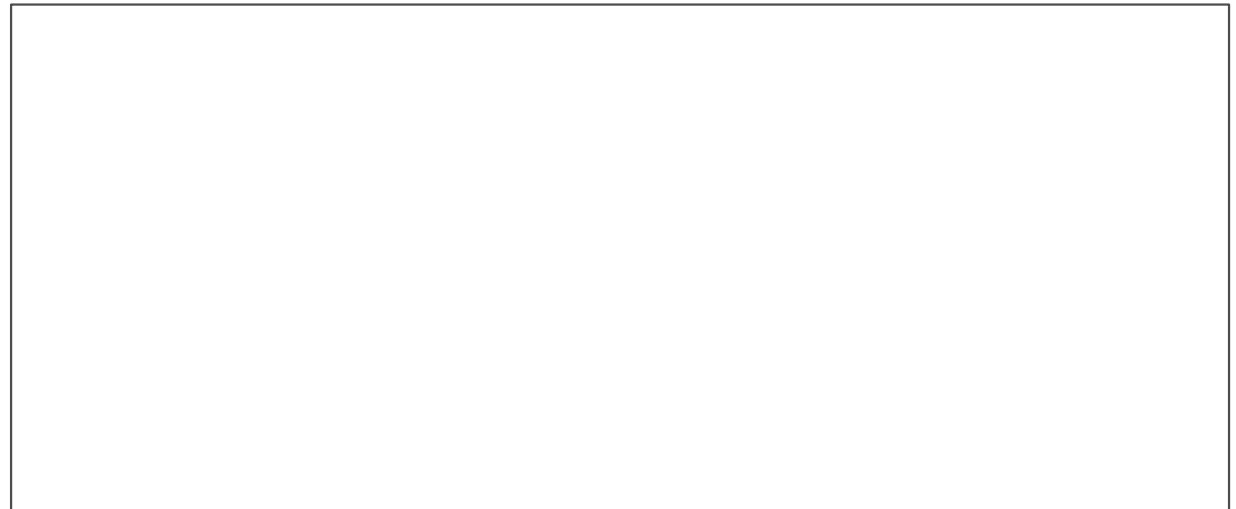
利用者の声
育ちながら、茨山會への上は、長期休み期間には、食費の光熱費がかなり負担が大きかったので、食品をお届けしてもらって助かっています。このような支援は本当に嬉しいです。 中学生の保護者より

申込方法
右のQRコードを携帯電話のカメラで読み込み、必要な情報を入力ください。

お電話やメールで申し込むこともできます。

☎ 070-1159-3349、080-7357-7599
(平日12時~19時)

✉ info@asuiku.org



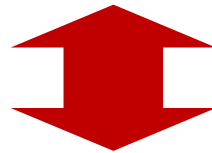
行政では対応しきれないケースに対して、
食品・民間の立場を活かし、継続的な関係構築が可能

保育所の見守り機能の強化

- 待機児童問題が解消に向かっている中、量から質への転換が必要ではないか。

貧困や虐待対策から見た保育所の利点

- ◎ 乳幼児期から手厚く養護・教育できる
- ◎ 保護者への支援も可能
- ◎ ステイグマが発生しにくい



- ▲ 虐待や保護者の問題をキャッチしない保育所
- ▲ 現行の保育士配置基準で子どもを見守ることは困難
 - ➔ 要保護児童の多い園への加配も有効では？

提言の要約

- ✓ **子どもの貧困**は生活上の複雑多様な困りごとを含んだ問題。教科学習などの自立支援だけではなく、見守りの目を増やし、多機関連携で支えるや地域づくりの取り組みが重要。
- ✓ **不登校**は子どもの権利の視点で問題を見ていくべき。学習権の保障や食事・健康・虐待といった生きる権利の保障が不十分であり、居場所づくりに限らない取り組みが必要。
- ✓ **虐待**相談のある子どものほとんどは在宅見守りだが、どこにも居場所のない子ども、見守りが機能していない子どもが多い。新設される児童育成支援拠点事業や日本財団第三の居場所、支援対象児童等見守り強化事業など、新しい子ども支援施策を積極的に活用・拡充すべき。
- ✓ **保育所**は待機児童対策から子どもの見守り・高リスク家庭の支援に重点を移していくべきではないか。要保護児童が多い保育所への加配が有効ではないか。